

事務連絡
平成30年9月18日

各

県
指定都市
中核市

 施設整備担当者 殿

中国四国厚生局健康福祉部健康福祉課

財産処分の承認手続きについて

平素より、施設整備費の円滑な執行に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、社会福祉施設等整備費、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、保育所等整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保健衛生施設等施設整備費、社会福祉施設等災害復旧費、保健衛生施設等災害復旧費の各補助金に係る財産処分承認手続きにつきましては、昨年度より事務連絡により注意喚起を行っているところですが、いまだに処分後の申請及び報告が多数見受けられます。

補助金適化法では、承認等を得ずに補助金の交付目的に反した他の用途への使用は厳に制限されており、こうした状況は補助金適化法違反となります。

つきましては、設置者に対して適正な処理を行うよう注意喚起を行うとともに、管内市町村に対しても改めて周知徹底をお願いいたします。

なお、承認手続きにつきましては、特に以下の点にご留意いただくようお願いいたします。

1. 承認を要する申請手続き

事務手続き円滑化の観点から、公文書を提出する前に当局担当者へ事前にご相談いただくようお願いいたします。公文書の提出は処分する日の1ヶ月前を目安としてお願いしているところなので、事前の相談につきましては処分する日の1ヶ月以上前に出来るだけ早めに行っていただくようお願いいたします。

2. 包括承認事項に係る報告

申請手続きの特例（包括承認事項）による報告につきましては、報告書の受理を以て承認となりますが、記載事項、必要書類の確認が出来次第の受理となります。よって、書類の差し替え等に時間を要する場合がありますので、出来るだけ早めに報告いただくようお願いいたします。

承認手続きの様式等につきましては、中国四国厚生局ホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/zaisan/index.html)

【問い合わせ・提出先】

中国四国厚生局 健康福祉部

健康福祉課 健康福祉係

TEL:082-223-8264

FAX:082-223-6489

E-mail: cskousei114@mhlw.go.jp